

2026年施行 最新の法改正に備える！ 労務管理セミナー

3つの法改正をテーマにしたセミナーを開催します。

1

**① カスタマーハラスメント対策
求職者等に対するセクシュアル
ハラスメント対策について**

本年10月から、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策、求職者等へのセクシュアルハラスメント対策が、すべての企業に対して義務化されました。
現行のハラスメントにはない、カスハラ独自に求められる対策についてポイントを解説します。

2

**② 同一労働同一賃金ガイド
ライン等の改正について**

本年10月から、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、同一労働同一賃金ガイドライン等が改正されました。
各種手当や休暇の考え方など、不合理な待遇差を生じさせないためのポイントを解説します。

3

**③ 改正女性活躍推進法
（公表項目と対象企業の
拡大）について**

本年4月から、労働者数101人以上の企業に対し、男女間の賃金差異と女性管理職比率の公表が義務化される等の改正が行われました。
法改正の内容や必要となる対応についてポイントを解説します。

メインで説明するテーマ

日 程	1 カスハラ 求職者セクハラ	2 同一労働 同一賃金	3 改正女性 活躍推進法
2026. 10/15(木) 14:00~16:00	○		
2026. 11/11(水) 14:00~16:00	○		
2027. 2/9(火) 14:00~16:00			○

※セミナーでは①②③についていずれも説明いたしますが、メインで詳しく説明するテーマが変わります。
知りたいテーマに沿ってご参加ください。

大阪労働局が
分かりやすく
説明します！



お申し込みは裏面へ

下記URL・二次元コードより
お申し込みください。



10月15日（木）

オンライン参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-VwMPPrWwW8ixdHrEOmAw8>

会場参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-JjU7htDgMmPRBpiCK10y>

11月11日（水）

オンライン参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-nW6HGNGXEFZKdEncrQnB>

会場参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-ismJQiaQiep9xE3qWpxA>

2月9日（火）

オンライン参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-a7RlOiQ4jVPXbohjYglY>

会場参加



<https://form.run/@hatara-kikata-osaka-PkdKKHoskOtZ5DBIKGqZ>

定員：オンライン（Zoom）100名

会場 30名

大阪府社会保険労務士会館3階会議室
（大阪市北区天満2-1-30）

主催：大阪労働局

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

セミナー申込に関するお問い合わせ

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局

TEL：06-4792-8205

E-mail：osaka3@workstylereform.net

平日 午前9時～午後5時まで

改正法の内容に関するお問い合わせ

大阪労働局雇用環境・均等部指導課

TEL:06-6941-8940

平日 午前8時30分～午後5時15分まで

会場MAP



■地下鉄谷町線「天満橋駅」2番出口

大阪労働局HPでは、女性活躍推進法を始め、改正法に関する様々な情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

雇用均等関係ページ▶

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou.html

